

# 桶川市商店街空店舗対策事業出店者選考委員会要綱

(平成15年5月12日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱第7条の規定に基づき、桶川市商店街空店舗対策事業における出店希望者の適正な審査選考を行うため、桶川市商店街空店舗対策事業出店者選考委員会（以下「委員会」という。）の設置について定める。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、桶川市商店街空店舗対策事業における申請者の中から、将来性があり、商店街の活性化を促す市にふさわしい出店者を選考するため、審議する。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長には、環境経済部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を招集する。

3 委員長に事故あるときは、環境経済部副部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、議事に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会での選考結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商店街振興主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成18年12月12日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月3日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日市長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

環境経済部長

環境経済部副部長

出店予定箇所の商店会長

桶川市商工会長

桶川市商工会商業部長

桶川市商工会女性部長

桶川市商店会連合会長

桶川市商工会事務局長

桶川市商工会職員